

盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準について

平成30年3月7日

保健福祉部

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等が一部改正されたことから、2に掲げる条例を一部改正しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）

3 改正の内容

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 居宅介護及び重度訪問介護

**共生型居宅介護**及び**共生型重度訪問介護**の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

イ 生活介護

(7) 指定生活介護事業者は、自らが提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が就職した日から6月以上、当該障害者について、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないものとする。

(イ) **共生型生活介護**の事業を行う指定児童発達支援事業者、指定通所介護事業者及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(ウ) 一定の基準を満たすサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護事業所とみなすものとする。

ウ 短期入所

(7) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合における指定短期入所の事業を行う施設及び併設事業所に置くべき従業者の

基準を定める。

(イ) **共生型短期入所**の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(ウ) 基準該当短期入所事業者がサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において提供する宿泊サービスの利用定員の基準を、通いサービスの利用定員の3分の1から6人までの範囲内とする。

エ 重度障害者等包括支援

サービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画の作成に当たりサービス担当者会議の開催及び担当者からの意見聴取を要する旨の規定を削る。

オ 自立訓練（機能訓練）

(7) 指定自立訓練（機能訓練）の事業を利用することができる障害者の制限を廃止する。

(イ) **共生型自立訓練（機能訓練）**の事業を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(ウ) 一定の基準を満たすサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなすものとする。

カ 自立訓練（生活訓練）

(7) 指定自立訓練（生活訓練）の事業を利用することができる障害者の制限を廃止する。

(イ) **共生型自立訓練（生活訓練）**の事業を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(ウ) 一定の基準を満たすサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなすものとする。

キ 就労移行支援

指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないものとする。

ク **就労定着支援**

指定就労定着支援の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める。

ケ **自立生活援助**

指定自立生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める。

コ 共同生活援助

(7) 指定共同生活援助事業者が利用者に対し利用者の負担により受けさせてはならないこととしている指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等から、指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除くものとする。

(イ) **日中サービス支援型指定共同生活援助**の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める。

サ 多機能型に係る特例

多機能型に係る事業に、指定**居宅訪問型児童発達支援**の事業を加える。

シ その他

指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の適用期限を平成33年3月31日まで延長するとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の要件を満たす者についても当該特例を適用するものとする。

- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正  
福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受けた指定障害者支援施設等の  
従業員及び設備に関する特例を廃止する。
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正
- ア 生活介護事業者は，自らが提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障  
害者が就職した日から6月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければなら  
ないものとする。
  - イ 自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の事業を利用することができる障害者の  
制限を廃止する。
  - ウ 就労移行支援事業者は，利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう，通勤の  
ための訓練を実施しなければならないものとする。
  - エ 多機能型に係る事業に，指定居宅訪問型児童発達支援の事業を加える。

#### 4 施行期日

平成30年4月1日

## 改正のポイント

### ① 就労定着支援の創設

就労移行支援サービスなどから一般就労へ移行した障がい者について、職場や自宅への訪問、本人の来所等により、就労に伴う生活面の課題に対し、必要な調整や支援を行うサービス。

### ② 自立生活援助の創設

入所施設、グループホーム、病院から、アパート等一人暮らしへ移行する知的障がい者や精神障がい者について、定期的な巡回訪問や電話・メールによる相談援助を行うサービス。

### ③ 居宅訪問型児童発達支援の創設

重度の障がいのため、外出することが著しく困難で、児童発達支援などのサービスを受けることができない障がい児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の学習等の支援を行うサービス。

### ④ 共生型障害福祉サービス事業者の特例

障がい者が身近な地域で障害福祉サービスを利用できるように、介護保険サービスの指定を受けている事業所が、障害福祉サービスの指定も受けれるよう基準を設定するもの。

### ⑤ 日中サービス支援型共同生活援助の追加

重度の障がい者が地域において自立した生活を営むことができるよう、次のサービスを既存の共同生活援助に追加するもの。

ア 日中の生活援助に加え、常時の支援体制を確保する。

イ 緊急一時的な宿泊の場を提供するための短期入所サービスを行なう。